

# 預金通帳の副印鑑票(口座届出印)の貼付廃止のお知らせ

～ 安全性の強化を図るために新システムを導入いたします ～

気仙沼信用金庫では、通帳盗難時等に印鑑を偽造して預金を不正に引き出すといった不正行為を防止し、お客様に安心してお取引いただけますよう平成23年2月14日(月)より全営業店に「印鑑照合システム」を導入いたします。

これに伴いまして、従来お通帳に貼付いたしておりました「副印鑑票」(口座届出印)の取扱いを順次廃止させていただきますのでご案内申し上げます。

## 1. 実施日

平成23年2月14日(月)

## 2. 対象となる通帳

普通預金通帳(無利息型を含みます)、総合口座通帳、貯蓄預金通帳、納税準備預金通帳

## 3. お客様の通帳の取扱い

- (1) 新規・通帳繰越・通帳再発行時の通帳には、表紙裏面への副印鑑票は貼付いたしません。
- (2) 副印鑑票が貼付されていなくとも、従来同様、当金庫の本・支店どちらの窓口でもお引き出しいただけます。
- (3) 通帳の届出印が判らなくなった場合は、ご本人様を確認できる運転免許証等の公的な本人確認書類と通帳・印鑑をご持参のうえ、口座を開設したお取引店窓口までお申し出ください。  
ご家族、第三者等の方からの申出は受付できませんのでご了承願います。
- (4) 従来どおり副印鑑票の貼付をご希望される場合は、当金庫の窓口にお申し出ください。当分の間は貼付した通帳を発行いたします。

## 4. お客様へのお願い

今回導入いたします「印鑑照合システム」は、お客様から提出いただく印鑑票を電子画像処理するものです。

つきましては、既に提出いただいております印鑑票の印影が不鮮明な場合には、再度、印鑑票への押印や再提出をお願いする場合がありますので、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、当金庫本支店の窓口までお問い合わせください。

気仙沼信用金庫